

CAN DO



“可能性への挑戦”

第52号
号

金田会計事務所通信

【 絶対価値 】

IoT や AI の進展で産業革命以来の大きなうねりの中に私たちは生きています。生活は飛躍的に便利になり、夢のような体験ができるようになりました。その反面今の流れから取り残されている人々がトランプ大統領のような人物を登場させて反撃しています。また、恩恵を受けていると思われる人々でさえ、ネット上の偽情報やサイバー攻撃、自殺などの有害サイトによるマイナス面での影響を受けています。

人はどんなときに力を発揮するのでしょうか。青雲のような理想を抱き、目標に向けて猛進撃する若者。家族の幸せのため頑張る親。世の中の役に立つことに生きがいを持つ有志。たとえそうであろうとも様々な挫折や困難を味わうのが人生です。それでも周囲とのつながりによって乗り越えることができます。だからつながり方の中身が大事になるというのです。

昨今、SNS の孤独といわれる現象が起きています。「インスタ映え」に代表されるように不特定多数のネット社会の中で本音よりも建て前が蔓延しているともいわれ、つながっているようでその華やかさと今の自分と比較し、孤独感が増加してしまうようです。劣等感に支配されると嫉妬心や自己嫌悪を増幅させてしまうからです。前向きな人は他者との比較によりさらに頑張ろうと考えることもできます。そうであればそれも一時的には必要なものと言えます。しかし比較することによりあまり意味はないと考えるぐらいが今の時代を生き抜くには良いようです。つまり自分には**絶対価値**があると信じていることです。

良いつながりを創るにはお互いに本音で話せることが重要です。それにはこちら側に相手を尊重し受け入れる気持ちが準備されていなければなりません。つまり相手の絶対価値を見つけることが必要になります。難しいことではありますが、実はそれがまさしく自分の絶対価値を見出すことができる唯一の方法なのかもしれません。つながる相手やグループのこと以前に自分の内なる準備こそが重要なのでしょう。

金田 康良

2018年 8月

新事業承継税制のポイント



中小企業の事業承継税制は平成 20 年 10 月に施行され、その後何度か改正を経ましたが、使い勝手が悪いと利用件数が伸びませんでした。平成 30 年度税制改正で現行制度（一般措置）も残しつつ、新たな事業承継税制が特例措置として創設されました。10 年間の措置という制約がありますが、非上場株式の贈与税・相続税の納税猶予により中小企業の後継者問題解決の一助となる期待が寄せられています。適用要件が細部にわたるため、今回は贈与税の納税猶予から相続に至る基本的な流れに絞ってお伝えします。

【新事業承継税制（特例措置）の概要】

後継者が法人の代表権を有していた者から平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までの間に贈与又は相続等によりその会社の非上場株式を取得した場合には、その取得した非上場株式に係る贈与税又は相続税の全額についてその後継者の死亡の日等まで納税を猶予する。



- ① 法人が平成 30 年(2018 年)4 月 1 日から平成 35 年(2023 年)3 月 31 日までに『特例承継計画』の確認申請書を都道府県に提出し、確認書の交付を受ける。(注 1)
- ② 平成 30 年(2018 年)1 月 1 日から平成 39 年(2027 年)12 月 31 日までに先代経営者が後継者に株式を贈与(後継者の保有株式数が 3 分の 2 に達する以上の贈与が要件)。先代経営者は贈与前に代表権返上し、後継者が代表者となる。(注 2)
- ③ 法人が贈与のあった年の翌年 1 月 15 日までに都道府県庁に『特例贈与認定中小企業に係る認定申請書』を提出し、認定を受ける。

④ 後継者(受贈者)は贈与のあった年の翌年 3 月 15 日(贈与税の申告期限)までに③の認定書を添付して『贈与税の特例納税猶予の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書』を税務署長に提出する。

⑤ 納税猶予期間中

- ・5 年間は毎年 1 回、報告書を都道府県庁に提出。都道府県庁の確認書等を添付して税務署長に継続届出書を提出。
- ・5 年経過後はその後 3 年ごとに税務署長へのみ継続届出書を提出。

⑥ 先代経営者(特例贈与者)が死亡した場合

相続開始の日の翌日から 6 ヶ月以内に税務署長に贈与税の免除を受けようとする旨その他一定の事項を記載した『免除届出書』を提出し、贈与税の納税猶予額の免除を受けます。先代経営者の相続において、贈与税の免除を受けた非上場株式の贈与時点の価額がその相続税の課税価額に参入されますが、引き続きその後継者の死亡の日まで相続税の納税猶予を受けることができます。

(注 1) 確認申請書には認定経営革新等支援機関(税理士、商工会、商工会議所等)による所見等が必要です。※金田会計事務所は認定経営革新等支援機関としての登録をしております。

(注 2) 先代経営者は代表権を返上しても取締役として残ることができます。

【適用要件】

- ・先代経営者(特例贈与者)
代表権を有していた時と贈与時の両方で同族関係者と合わせて過半数の株式議決権数を保有し、筆頭株主である者。
- ・後継者(特例経営承継受贈者)
20 歳以上で、役員就任から 3 年を経過している者
- ・適用法人
中小企業者である非上場会社で風俗営業を営む者ではない法人
(一定の資産保有会社、資産運用会社は対象外)
- ・担保提供
納税猶予される贈与税額及び利子税に相当する担保を税務署に提供。
⇒ 納税猶予を受ける株式すべてを担保提供することで OK。

【事業継続要件】

- ・後継者は贈与を受けた株式を**引き続き保有**していること
- ・後継者は贈与税の申告期限の翌日から**5年以内は代表者**であること
- ・贈与税の申告期限の翌日から**5年間の平均雇用者割合が80%以上**であること⇒
下回った場合でも理由等を記載した報告書を都道府県知事に提出することで猶予が継続されます。

【納税猶予の打ち切り(相続時精算課税の利用による軽減策)】

納税猶予中に適用要件が満たされなくなった場合は、納税猶予額とその間の利子税を納めなければなりません。その場合、多額の納税が発生することになりますが、**相続時精算課税制度を適用**できることとなり、**税額の軽減が可能**です。(注)相続時精算課税制度を利用するには、満60歳以上の父母又は祖父母から満20歳以上推定相続人の子又は孫(このケースでは第三者でも可能となりました)への贈与に限ります。

例) 贈与税の納税猶予を受けた株式の価額: 4,000万円

一般の贈与税: $(4,000 \text{万円} - 110 \text{万円}) \times 50\% - 415 \text{万円} = 1,530 \text{万円}$

精算課税贈与税: $(4,000 \text{万円} - 2,500 \text{万円}) \times 20\% = 300 \text{万円}$

差額 1,230万円



特例措置の事業承継税制はかなり可能性が広がった制度ですが、具体的な計画の上、後々後悔することのないように各々のケースにより十分な検討が必要です。詳しくはお気軽にご相談ください。

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。

